平成30年定例第2回市議会会議録(第1日)

平成30年6月12日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥	薗	由美	美子		11番	Ш	口	正	宏
2番	吉	原	政	宏		12番	壇		康	夫
4番	末	吉	達_	二郎		13番	中	尾	眞智	冒子
5番	古	賀	義	敎		14番	中	島	_	博
6番	前	原	武	美		15番	坂	口	孝	文
7番	野	田		力		16番	宮	本	五.	市
9番	荒	巻	隆	伸		17番	牛	嶋	利	三
10番	瀬	口		健						

2. 不応招議員は次のとおりである。

3番 徳 永 重 遠 8番 上津原 博

- 3. 出席議員は次のとおりである。 出席議員は応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

 議会事務局長
 田
 中
 裕
 樹
 係
 長
 堤
 和
 美

 参
 与
 馬
 場
 洋
 輝
 書
 記
 大
 木
 新
 介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市	長	西	原		親	健康づくり課長	田	中	聡	美
副市	長	高	野	道	生	環境衛生課長	松	尾	和	久
教育長職務代	理者	井	上	正	明	農林水産課長	宮	﨑	眞	_
監 査 委	員	平	井	常	雄	商工観光課長	江	﨑	秀	樹
総 務 部	長	西	山	俊	英	上下水道課長	甲基	き田	裕	士
保健福祉部	『長	松	尾		博	学校教育課長	加	藤	武	美
市民部兼市民課	長長	加	藤	康	志	エネルギー政策課長	古	田		稔
環境経済部	『長	坂	田	良	=	エネルギー政策課 エネルギー政策係長	渡	邉	満	昭
建設都市部	7 長	富	重	巧	斉	税務課長	吉	開	照	修
教 育 部	長	野	田	圭-	一郎	税務課市民税係長	野	田	英	_
消 防	長	北	嶋	俊	治	税務課資産税係長	北	嶋	淳-	一郎
総 務 課	長	椛	嶋	晋	治	秘書広報課長	久傷		千	代
財政課	長	木	村	勝	幸	介護支援課長 兼地域包括支援センター長	古	賀	富美	 手子
企画振興調	長	堤		則	勝	介護支援課介護保険係長	鬼	丸	哲	也
財政課長補兼 財政係		大	坪	康	春	社会教育課長	Щ	田	利	長
福祉事務所	í 長	坂	П	浩	二	子ども子育て課長	松	藤	典	子

- 7. 付議事件は、次のとおりである。
 - (1) 会期の決定について
 - (2) 会議録署名議員の指名について
 - (3) 監査報告について (例月出納検査)
 - (4) 請願付託の報告について
 - (5) 議案一括上程
 - (6) 提案理由説明
 - (7) 報告第1号 平成29年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - (8) 報告第2号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について
 - (9) 報告第3号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告について
 - (10) 承認第2号 専決処分の承認について(専決第1号 みやま市税条例等の一部を改 正する条例の制定)
 - (11) 承認第3号 専決処分の承認について(専決第2号 みやま市国民健康保険税条例 の一部を改正する条例の制定)
 - (12) 承認第4号 専決処分の承認について(専決第3号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定)
 - (13) 議案第25号 みやま市奨学金条例の制定について
 - (14) 議案第26号 みやま市瀬高公民館等の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制 定について
 - (15) 議案第27号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例等の一部を改正する条例の制定について
 - (16) 議案第28号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
 - (17) 議案第29号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
 - (18) 議案第30号 財産の取得について
 - (19) 議案第31号 平成30年度みやま市一般会計補正予算(第1号)

午前9時30分 開会

〇議長(牛嶋利三君)

ただいまから平成30年第2回みやま市議会定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、3番徳永重遠君、8番上津原博君におかれましては、本日欠席届が提出されておりますので、これを許可しております。皆さん方には御承知おきをお願いしたいと思います。

日程第1 会期の決定について

〇議長(牛嶋利三君)

日程第1.会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、 委員長の報告を求めてまいります。宮本議会運営委員会委員長お願いいたします。

〇議会運営委員長(宮本五市君)(登壇)

おはようございます。平成30年第2回定例会の運営につきまして、6月1日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は、請願2件、報告3件、承認3件、議案7件でございます。

第2に、本会議の開催は、本日6月12日から6月22日までの11日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては、既に皆様方に資料を配付しておりますので、御参照方お願いいたします。

第4に、審議方法について申し上げます。

請願第1号につきましては文教厚生常任委員会に、請願第2号につきましては総務常任委員会に付託といたします。

承認第2号から承認第4号までの3件につきましては即決といたします。

次に、議案第25号から議案第27号の3件につきましては、文教厚生常任委員会に付託いた します。

議案第28号及び議案第29号の2件につきましては即決といたします。

議案第30号につきましては総務常任委員会付託といたします。

議案第31号につきましては全体審議といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

〇議長(牛嶋利三君)

ここで皆さん方にお諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの11日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月22日までの11日間と決定をいたしま した。

日程第2 会議録署名議員の指名について

〇議長(牛嶋利三君)

日程第2.会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして14番中島一博君、15番坂口孝文君、両名を指名いたします。

日程第3 監査報告について(例月出納検査)

〇議長(牛嶋利三君)

日程第3. 監査報告について監査委員の報告を求めてまいります。平井監査委員お願いいたします。

〇監査委員(平井常雄君)(登壇)

改めておはようございます。それでは、例月出納検査の結果について御報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項 の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業水道事業会計 に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成30年1月分を2月26日、2月分を3月26日、3月分を4月26日に実施をいたしました。

その検査の結果、現金の出納及び保管につきましては、各月月末現在におけるところの各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項、また指摘事項も認められず、全て適正に処理をされておりました。

以上、御報告を終わります。

日程第4 請願付託の報告について

〇議長(牛嶋利三君)

日程第4. 請願付託の報告につきまして、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫 負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について紹 介議員の説明を求めてまいります。5番古賀義教君お願いします。

〇5番(古賀義教君)(登壇)

5番議員古賀でございます。本請願は、資料にありますとおり、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に係る意見書採択の要請でございます。

請願の趣旨、理由はお読み取りいただきたいと思っておりますが、学校現場における課題が複雑化、困難化する中で子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。

あすの日本を担う子供たちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができる ための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

また、義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。地方自治体の財政を圧迫していることや、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。教職員の配置も逼迫する財政の中、国の施策として財源確保をし、子供たちに十分な教育環境を整えていくためにも、ぜひとも負担率の2分の1の改善を地方議会からも要請をお願いする次第であります。

簡単ではございますが、趣旨説明にかえさせていただきます。

本議会の中で十分な審査をいただき、意見書採択をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

〇議長(牛嶋利三君)

ただいま説明いただきました請願第1号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書について紹介議員 の説明を求めます。10番瀬口健君お願いします。

〇10番(瀬口 健君) (登壇)

地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書について御説明をいたします。

3月28日に成立した2018年度予算における地方財政については、前年度を上回る62兆1,159億円の一般財源総額が確保されました。しかし、今後、国の財政状況の厳しさを背景とし、公共サービスの産業化推進による歳出削減や、自治体の基金残高の増加を理由とした地方交付税の削減などを中心とした地方財政健全化の圧力がさらに増すことが危惧されます。

地方財政計画は、国の施策に伴い必要となる地方の歳出に対し、自治体が標準的な行政水準を確保するための財源を保障したものでございます。そのため、政府が毎年1月に公表する地方財政計画の財政規模は、毎年度の自治体予算編成の指針となっております。地方自治体にとって安定的な行財政運営を行うためにも、地方財政計画における適切な額の確保が不可欠であります。

政府予算、地方財政全体の予算は、政府がまとめる経済財政運営と改革の基本方針2018によって来年度、2019年度の予算の基本方針が定められますが、その時期は6月ごろ行われると認識しております。この好機に地方議会から地方財政と社会保障の重要性を発信し、政府・国会に意見の反映を求める必要があります。

安定的な財政運営を実現し、地域の行政サービスの水準を守るため、2019年度政府予算に おける地方財政の充実・強化を目指す必要性があることから、本みやま市議会におきまして も、国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請するものでございます。

御審議の上、採択くださるようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

〇議長(牛嶋利三君)

ただいま瀬口議員より説明をいただきました請願第2号は総務常任委員会に付託すること といたします。

日程第5 議案一括上程

〇議長(牛嶋利三君)

日程第5. 議案の一括上程を行ってまいります。

報告第1号から第3号までの3件、承認第2号から第4号までの3件、議案第25号から第 31号までの7件を一括議題といたします。

日程第6 提案理由説明

〇議長(牛嶋利三君)

日程第6. 市長の提案理由説明を求めてまいります。西原市長お願いします。

〇市長(西原 親君)(登壇)

皆さんおはようございます。本日ここに平成30年第2回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本議会に提案いたしております議案につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております報告第1 号 平成29年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから議案第31号 平成30年度みやま市一般会計補正予算(第1号)までの13件でございます。

まず、報告第1号 平成29年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費の繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。

次に、報告第2号、報告第3号につきましては、本市が出資する株式会社道の駅みやま及びみやまスマートエネルギー株式会社の平成29年度経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次に、承認第2号から承認第4号までにつきましては、法の施行に合わせて、みやま市税 条例及びみやま市国民健康保険税条例並びにみやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、 設備及び運営の基準等に関する条例の一部をそれぞれ改正する条例を地方自治法第179条第 1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認 を求めるものでございます。

次に、議案第25号 みやま市奨学金条例の制定につきましては、経済的理由などで高等学校等への修学が困難な生徒に対し支援を行うことで進学環境の改善を図るとともに、有用な 人材を育成することを目的として奨学金制度に係る条例を制定するものでございます。

次に、議案第26号 みやま市瀬高公民館等の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制 定につきましては、仮称みやま市総合市民センターの建設に伴い、瀬高公民館等の関係条例 について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第27号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準等の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第28号、議案第29号につきましては、平成30年10月1日から筑紫郡那珂川町が

那珂川市となることに対し、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関し、関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、また、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部を変更することにつきまして、地方自治法第290条の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第30号 財産の取得につきましては、みやま市消防署に配備する災害対応特殊 救急自動車の購入に当たり、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に 関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第31号 平成30年度みやま市一般会計補正予算に関しましては、平成30年度予算の補正をお願いするものでございます。

今回の一般会計の補正予算は、本年度完成予定のバイオマスセンターの建設に際しての地元地区への地域振興補助金や、国のTPPへの対応として、産地の高収益化に向けた取り組みをいたします産地パワーアップ事業費補助金などを追加いたしております。

また、コミュニティ助成事業補助金のほか、瀬高公民館及び瀬高体育センターの解体に伴い代替施設とする本郷小学校の施設管理委託料などを追加いたしております。

なお、各議案等の詳細につきましては、後ほど担当より御説明を申し上げますので、よろ しくお願いいたします。

以上が今議会に提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、御承認く ださいますようお願いします。

日程第7 報告第1号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第7.報告第1号 平成29年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を求めてまいります。西山総務部長お願いします。

〇総務部長(西山俊英君) (登壇)

改めましておはようございます。報告第1号 平成29年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明を申し上げます。

本件は、さきの平成30年3月議会で議決いただきました平成29年度みやま市一般会計補正 予算(第8号)で定めた繰越明許費に基づきまして、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり平 成30年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告 するものでございます。 国の補正予算に対応して追加いたしました事業や用地補償の関係、また、計画に関する諸 条件で年度内に完成できなかった事業など全9件の繰越明許費につきまして、繰越計算書の 翌年度繰越額のとおり、平成30年度に繰り越して執行するものでございます。また、その財 源につきましても、事業ごとに説明いたしております。

このうち、通知カード・個人番号カード関連事務費交付金につきましては、3月議会の時点では、国の予算繰り越しに伴い繰り越すこととしておりましたが、福岡県との協議により、最終的には平成30年度予算で対応することとしたものでございます。また、担い手確保・経営強化支援事業につきましては、国の補助が不採択となったため、繰り越しを行わないこととしたものでございます。

以上、報告第1号 平成29年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を終わります。

〇議長(牛嶋利三君)

ここで西山総務部長からの説明に対する質疑を受けてまいりますけれども、質疑に対する 答弁で、執行部の皆さんにちょっとお願いしておきます。

指定された席がそれぞれ3月議会から6月議会、今度初めて移動いただいておりますので、 私のほうから指名するのにちょっと難儀があるかと思います。説明をいただく執行部の皆さ んは、挙手の上、何々部なり、部長、課長なり、それぞれの名前を発していただいて説明を いただくというようなことでお願いしてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、早速質疑を行います。質疑ございませんか。10番瀬口健君。

〇10番(瀬口 健君)

清水山荘改修事業についてでございますが、繰り越し前の金額がそのままのようでございますけど、繰り越す理由については改修事業内容を見直すということで聞いておりますけれども、この件について、どういうふうな精査の上、この金額になったのか、お聞きしたいんですけど。

〇議長(牛嶋利三君)

名前をちょっと言って、済みません。

〇農林水産課長(宮崎眞一君)

農林水産課長の宮崎と申します。ただいまの瀬口議員の御質問にお答えいたします。 この繰り越しにつきましては、4月18日に一度入札をしたところ、不調になりましたもの ですから、改めまして6月6日に再度入札をし、落札をしたことでございます。

その間、見直した部分につきましては、当初4月18日に行いました入札によりますと、金額面で合わないということも話がございましたので、その後、清水山荘の改修箇所、例えば、2階の間取り等々を変えるなど行いまして、6月6日の落札を迎えたところでございます。その分もありまして、おくれたものでございます。

以上です。

〇議長(牛嶋利三君)

10番瀬口健君。

〇10番 (瀬口 健君)

私は繰り越した理由の一つとして、今おっしゃったのも一つですが、清水山荘の内部の改修が少し変わるというような報告も一つの繰り越す理由だというようなことを聞いておるわけですね。

それで、金額は全く同じなんですが、どういうふうな中身をどげんされて、こういう結果になっておるとかというようなことをお聞きしよるわけですね。何か改修内容が変わったのか、検討した結果、以前のまま、そのままいきましょうというようになったのか、改修の中身を変更するというような理由もお聞きしておったもんですから、どういうふうなことでしょうかねというふうにお聞きしておるわけです。

〇議長(牛嶋利三君)

宮﨑農林水産課長。

〇農林水産課長(宮崎眞一君)

もう少し詳細に申し上げますと、改修の件を変えた部分につきましては、当初、清水山荘 の2階部分が畳の部屋ばかりでございまして、昔ながらの研修施設、宿泊施設のような和室 でございました。

当初考えておりましたのが、数名の少人数で泊まれるような部屋をつくろうかということで大部分に改修を行いまして、フローリングですね、洋室をつくるようにしておりましたところ、4月の不調がございましたので、金額、それから設計内容の見直しを行った結果、今の間取り、和室はそのままにして、今後、研修施設、宿泊施設等を利用しながらも、今、老朽化している部分につきましては、畳がえ、それから壁がえ、あるいは電灯がえを行っておるところでございます。

〇議長(牛嶋利三君)

10番瀬口健君。

〇10番(瀬口 健君)

ちょっとまた的を、全くじゃないですけど、少し外れておるかなと思います。

後でちょっと詳しく聞きますので、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

〇議長(牛嶋利三君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第1号 平成29年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを 終わります。

日程第8 報告第2号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第8.報告第2号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について説明を求めてまいります。坂田環境経済部長お願いします。

〇環境経済部長(坂田良二君)(登壇)

おはようございます。報告第2号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について御説明を申し上げます。

本件につきましては、道の駅みやまの指定管理者であります株式会社道の駅みやまの経営 状況を地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして議会に報告するものでございます。

道の駅みやまは、平成23年3月の開駅以来、7年が経過をいたしております。この間、道路や地域の観光等に関する情報の提供、休憩施設の提供、地域の農水産物や商工品等の販売などを行いまして、市民や道路利用者等へのサービスの提供はもとより、地域振興や農業の振興にも寄与いたしております。

主な事業といたしまして、特産品直売所がまだしもんにおきまして、新鮮で安全・安心な 特産品の販売をいたしますとともに、テレビやラジオなどのマスコミを利用いたしまして、 本市の知名度アップにも努めておるところでございます。また、チャレンジショップの増設 によりまして、今後、集客や売り上げの向上を見込んでおるところでございます。

それでは、1ページをごらんください。

平成29年度事業報告書及び平成30年度事業計画書の中ほどでございます。直売所の販売状 況等でございます。

平成29年度の販売金額でございます。アの販売受託品が883,810千円、イの仕入商品が101,896千円、ウの販売合計で985,706千円と、前年度と比較いたしますと4.9%の増となっております。購入客数も同様でございます。アの販売受託品が55万9,032人、イの仕入商品6万4,452人、ウの販売合計で62万3,484人となっております。

また、平成30年度は、ウの販売合計で、購入客数を前年度比2.6%増の64万人、販売金額は3.6%増の1,021,000千円と計画されております。

続きまして、2ページでございます。

こちらでございますが、2. 管理運営に要する経費に関する事項、3の自主事業の実施に関する事項、4. その他についてでございます。

運営上の課題と今後の方針につきまして、2ページの中ほどのその他に記載がございますけれども、野菜不足によりまして、お客様に十分な対応ができていない状況がございますために、市の広報の活用等により出荷組合員数の増加に努めること、また、弁当、惣菜での異物混入につきまして、開店前の防止チェックの実施や毛髪混入防止に向けて対策のレベルアップを図ることとしているところでございます。

次に、3ページ以降に平成29年度決算及び平成30年度予算の詳細を説明いたしております。 6ページでございます。

平成29年度の税引き後の当期純利益でございます。損益計算書の一番下に記載されておりますが、34,238,924円の黒字となっております。道の駅みやまは、開駅以来、販売金額、購入客数ともに順調に推移いたしておりまして、平成29年度も本市に対しまして15,000千円の寄附をいただいております。この寄附金につきましては、前年同様、農林水産業振興基金に積み立てをいたしているところでございます。

続きまして、9ページでございます。

平成30年度の収支予算表の計画でございますが、右下でございます。通期の税引き前の利益高で51,830千円と計画をいたしておるところでございます。

以上、報告第2号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について説明を終わります。

〇議長(牛嶋利三君)

これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番川口正宏君。

〇11番(川口正宏君)

2ページのその他の②の生産履歴ですね、これは全商品について出していただいているんですか。それか、限られた製品にだけ生産履歴を提出してありますか、どちらですかね。

〇議長(牛嶋利三君)

坂田環境経済部長。

〇環境経済部長(坂田良二君)

農産物につきましては、全て生産履歴、消毒も含めましてですけれども、全ていたしております。

以上でございます。

〇議長(牛嶋利三君)

11番川口正宏君。

〇11番 (川口正宏君)

そしたら、農産物については、全商品、生産履歴をつけておるというわけですね。はい、 わかりました。

〇議長(牛嶋利三君)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑ありませんかね。2番吉原政宏君。

〇2番(吉原政宏君)

順調に売り上げが伸びて、福岡県内では売上高も客数も県内第2位ということで、すごく 順調な売り上げをつくっていただいていることに敬意を表したいと思います。

1点だけ、平成29年度の実績で農産物は100%、1ページ目に出ているんですけど、仕入商品のほうは前年比割れとなっておりますが、これの理由をお聞かせいただきたいと思います。

〇議長(牛嶋利三君)

坂田環境経済部長。

〇環境経済部長(坂田良二君)

正確な理由は把握しておりませんけれども、主に仕入商品で多いのは、JAの共販で出さ

れているものですね、あまおうでありますとか、セロリでありますとか、JAの共販品を仕入れて販売する場合がございます。その際にたまたま前年度より少なかったと。例えば、あまおうが、仕入商品がたまたま前年度より少なかったということだと考えております。

大きな前年度割れする理由はなかろうかと思っております。たまたまの事情で、JAの共 販品の仕入れ額が減ったものだというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長(牛嶋利三君)

2番吉原政宏君。

〇2番(吉原政宏君)

理由の、2ページ目のほうにも品不足というのが書いてあったかと思います。今年度は昨年度、金額で105%の維持というふうになっておりますので、品不足をぜひとも解消していただいて、多くの皆様にみやまの味を堪能していただけるように努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇議長(牛嶋利三君)

よろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第2号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告についてを終わります。

日程第9 報告第3号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第9.報告第3号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告について説明を求めてまいります。引き続き、坂田環境経済部長お願いします。

〇環境経済部長(坂田良二君) (登壇)

それでは、報告第3号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告について御 説明を申し上げます。

本件につきましては、みやまスマートエネルギー株式会社の平成29年度の経営状況を地方 自治法第243条の3第2項の規定によりまして議会に報告するものでございます。 みやまスマートエネルギー株式会社は、平成27年3月25日にみやま市が出資いたしまして、 設立をいたしております。

地域電力事業と生活支援サービス事業を融合させたみやまモデルを展開いたしまして、契 約先の拡大に努めておるところでございます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度事業報告書及び平成30年度事業計画書でございます。

平成29年度は、売り上げ1,811,010千円、経常利益4,960千円の黒字でございました。また、 平成30年度は、売り上げ2,384,520千円、経常利益21,340千円を計画いたしております。

続きまして、2ページでございます。

こちらには、事業活動の概要が記載をされております。

本事業年度におきまして、経営基盤の確立を優先いたしまして、法人向けの営業の強化を 行いました結果、電力事業の売上高は前年比252%増で推移いたしております。また、家庭 向けソリューションビジネスという新たな事業分野への参入準備を開始いたしております。 収益の柱を複数育てていくことで、企業の持続的な成長を目指しております。

- (1)の電力事業につきましては、市場取引価格の不安定要因などございまして、外部環境の変化が激しいものの、年度を通じた経営は安定をいたしておりまして、年度末の電力契約容量は5万4,437キロワットとなっております。
- (2)の生活支援サービス事業でございますが、従来のサービスに加えて、新たに健康サービスや子供向け教育コンテンツの作成に努めてまいるということでございます。

次に、3ページでございます。

(3) のさくらテラス事業でございますが、収益は赤字が続いておりますことから、来店数をふやすことを重点課題とし、さらに認知度を高めるよう努力してまいるということでございます。

対処すべき課題といたしまして、今後も地域電力事業の取引拡大に努め、今期で創業期の 赤字を解消させ、財務体質を改善させていくよう利益確保に努める方針というふうにされて おります。また、みやま市民への訴求により一層注力し、他自治体との連携、調達コストの 削減等、あらゆる角度から収益力向上策を推進していくということでございます。

4ページ以降に、詳細な事業報告として、株主総会の資料を添付させていただいております。

少々飛びますが、9ページの貸借対照表におきまして、資産合計は699,250千円でございます。純資産でございますが、マイナス14,840千円となっております。

また、10ページ、損益計算書でございますけれども、平成29年度の税引き後の当期純利益は1,060千円となっております。

以上、簡単でございますけど、報告第3号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告について説明を終わらせていただきます。

〇議長(牛嶋利三君)

ただいまの報告による質疑をこれより行ってまいります。質疑ありませんか。 4番末吉達 二郎君。

〇4番(末吉達二郎君)

まず、第1点目なんですけど、ページ数は1ページですね。

これは、みやまスマートエネルギーの今後の事業実績が達成可能になるような視点でちょっとお尋ねするんですけど、平成29年度の原価率、これはどういうことかというと売り上げに対する原価ですね、これが91.4%なんですよ。原価率がですね。ところが、見込み、平成30年度、今期です。これは89.05%ということで、原価率が1.35%減っているんですよね。

もう御存じのように、電気事業というのは薄利多売です。そこに占める原価率というのは、物すごく経常利益等に影響してくるわけなんですけど、1.35%マイナスで、いい目標は立て てあるんですけど、私は電力業界のプロの方なんかにいろいろ聞きました。ネットなんかで も調べました。

やっぱり今の原価の状況等を見越して、90%を切る原価率というのは、よっぽど一生懸命されるんですねというようなことを言われたんですけど、平成30年度、これがなかなか達せられない、前年度ぐらいになると、経常利益から純利益、全部吹っ飛んでしまうんですよね。そういうところで、まず、この原価率が低下した要因、どういうふうなところで原価率をマイナスと、私に言わせれば楽観的な数字を出されたか教えていただきたい。わからんなら、またスマートエネルギーに聞かにゃいかんでしょうからですね。お願いします。

〇議長(牛嶋利三君)

坂田環境経済部長。

〇環境経済部長(坂田良二君)

御指摘のとおり電気の仕入れでございますので、かなり専門的なことでございます。

詳細は株式会社のほうから御説明させたいと思いますけれども、お聞きいたしております要因でございますが、現在、市場の取引、JEPXでございますけれども、市場の取引分を減らしまして――市場取引のほうが割高ということでございます。その割高の事業取引を減らしまして、相対取引をふやすということで、原価率を下げるということを目標にされておるというふうに聞いております。

また、外注費の一部、売上原価に入ります外注費を減らすということです。これはパワーホールディングスとのやりとり等もございますけれども、外注費を減らすことで原価率を下げることもできるんだろうというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長(牛嶋利三君)

4番末吉達二郎君。

〇4番(末吉達二郎君)

坂田部長が言われたとおり、これはなかなか複雑な部分だから、また聞いていただいて、 詳細報告をお願いしたいと思います。

ただ、市場取引、JEPXかな。取引は、私、これはちょっとまた資料を後で結構ですけど、全体の取引、みやまスマートエネルギーの取引の中では1%ぐらいしかないと思うんですよね。ここをどう改善しようと、全体的には原価率に大きな影響というのは、確かに上がった場合はそのまま出てくるけど、そこら辺もありますけど、バックアップ、九電との契約、これは大きいと思うんですよね。50%以上ないと、今は法律上、無理なはずだからですね。

だから、まず、この構成割合も教えてください。今じゃなくて結構ですから、急に言って おりますから、構成割合等も資料をお願いします。

それで、第2問の質問としまして、同じように経費の関係です。

ページ数の10ページです。これはちょっと私、驚いているんですけど、ごめんなさい。11ページです。

ここに販売費及び一般管理費が出ております。上から2段目で給与、3番目に雑給、50,000 千円を超える数字なんですけど、これが平成28年度と比べると、平成28年度は2つ合わせて 23,600千円しかないんですよ。2倍になっておるんですよね。いわゆる外注費の問題、先ほ ど坂田部長が言ったような外注の問題もありますけど、いわゆる原価率が物すごく高い薄利 多売というような中で、いわゆる経費、それ以外の経費ですね、給料等を含めて全部です。 そこの中で、雑給と給料が前年、平成28年度に対して2倍になっておるわけですよね。

このことでいけば、例えば、従業員数とかなんとかでいけば、平成30年度はまた従業員数はふえるように1ページになっています。そういうことから勘案すると、ここの経費の問題以上に、何で平成29年度はふえたのか、あるいは平成30年度の経費の増というのがさらに見込めると。電力事業は原価が高いから薄利多売。だけん、中の経費をいかに節約するかに勝負がかかっているんですよね。

もちろん、これは全体のことだから、さくらテラス、生活支援サービス事業もありますけど、この給与が前年より2倍になっていることと、平成30年度の人数に対する、これはまた 2倍ぐらいにならにゃいかんと思うので、その点教えてください。

〇議長(牛嶋利三君)

坂田環境経済部長。

〇環境経済部長(坂田良二君)

まず、御指摘の11ページ、販売費及び一般管理費の給与手当の件でございます。

平成29年度決算47,616千円ほどでございますけれども、御指摘のとおり、前年度は20,500 千円程度でございました。

この内容でございますけれども、職員数を8名ふやしておるところでございます。正社員が実質プラス6、契約社員がプラス2、合わせまして計8名の職員数をふやしておりまして、 その分の給与手当の増につながったところでございます。

平成30年度の計画でございますけれども、資料1ページにありますとおり、現在、契約社員も含めまして、33名の職員を44名にするということでございます。

これは、電力の売り上げ増加、各種サービスの増加も――人数の増加でございます。サービス対象が広がったこと、それから、電力の売上高が上がったこと等で職員をふやしておるところでございます。

平成30年度またふやす予定でございまして、地域の雇用をふやすというのも会社の理念の一つでございますので、その方向に沿うように、また、健全な経営状況が大前提でございますので、議員御指摘のとおり、平成30年度以降につきましては、そういった健全経営の観点から経費の削減等も要請してまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

〇議長(牛嶋利三君)

4番末吉達二郎君。

〇4番(末吉達二郎君)

坂田部長の一番最後、後段に言われたように、地域の雇用をふやすのは大事です。だけど、 赤字こいて出さにやいかんかという部分は、最後に言われたように、そこら辺も平成30年度 から考えていきたいということで言われたから、もうそこはいいです。

ただ、ふえた人数を言われたけど、ちょっとわからないから資料として出していただくように、それと平成30年度の見込み、給与、雑給の見込みがどのくらいぐらいになるかということも、見込みとして当然会社としては出しておるはずだから、そこら辺もよろしくお願いしたいと思います。

要するに言いたいことは、利益が少ないんだから、中の経費をいかに落とすかということなんですよ。そういう中で、今、坂田部長は電力の販売の数量がふえたというけど、利益が上がらんでふえたところは困るわけですよね。中の従業者さんに悪いけど、いかに効率的に働いてもらうかとか、そこら辺で企業というのは一般的に人員を少し圧縮して利益を出していく、それが市に還元すると、今度の場合はですね。そういう視点を、今度は坂田部長がなられたから強く――以前から持ってあったことはわかるけど、なかなかそこの意思疎通があっているのかどうかということを私感じますから、その点よろしくお願いしておきます。

戻って、10ページですね。10ページに雑収入という欄があります。これは多分、私もこういう経験がありますけど、補助金等で払うと思います、ほとんどがですね。これが全額補助金ということになりますと、以前、4月1日の全員協議会勉強会で補助金については17,490千円というような数字を出しているのとそごするわけですよね。これがもしも補助金だけであればですね。ここら辺がちょっとわからないので、まず営業外、雑収入の内訳と前回、全員協議会勉強会で言われた分との違い、なぜ違いが起きているのか。なかなか説明があれだったら、最後に資料を後で下さい。

〇議長(牛嶋利三君)

坂田環境経済部長。

〇環境経済部長(坂田良二君)

それで、3番目の質問です。

損益計算書、営業外収益の雑収入の件でございます。

この内訳でございますが、御指摘のとおり、補助金が多くを占めております。

まず、環境省の補助金でございます。ちょっと長いんですけれども、行動変容を促す情報発信、いわゆるナッジと言われるものでございますけれども、ナッジによる家庭等の自発的対策推進事業という環境省の補助事業がございまして、この補助金等で9,131千円、それからもう一つ、経産省の補助金がございまして、地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金というのがございます。これが4,552千円でございます。13,683千円ほどが補助金でございます。

その他に311千円ほどございますけれども、これは講演の際の謝礼とか、そういったものでございまして、御指摘のとおり、ほとんどは補助金の売り上げということです。

それから、4月に行いました勉強会の際の部門別収支の見通しとの相違点の御指摘でございますけれども、この際、補助金事業の収入は17,490千円というふうに資料をお出ししているところでございます。実質は、決算では13,300千円程度だったと思いますけれども、その差でございますが、4月時点ではまだ金額は確定しておりませんで、申請額をもとに記載しておったというふうにお聞きいたしておるところでございます。確定前の数値で議会の勉強会に資料をお出しした点については、反省すべき点がございますけれども、確定前の数字だったということで御理解を賜りたいと思います。

なお、御指摘の諸資料につきましても、議会の勉強会等でまた御説明をしたいというふう に思います。

以上でございます。

〇議長(牛嶋利三君)

後ほど書類等々の必要性とか訴えてあったから、それを出すようにしてください。 ほかにございませんか。14番中島一博君。

〇14番(中島一博君)

ただいまの末吉議員とも関連なんですけど、今年度は1,880,000千円の売り上げですけど、 去年の計画では1,430,000千円で14,000千円の経常利益を出していたわけなんです、計画で はですね。今年度は、決算では4,060千円、実績では1,060千円の利益だと思います。

それで、私も売り上げは多いのに経費が使い過ぎかなということで、今年度の予定の1ページ、今年度は1,811,014千円で人件費が82,548千円なんですよ。33人で。来年度、平成

30年度の計画は2,380,000千円、44人で倍に近い150,000千円の人件費になっているんですよ。この詳細も後でいいですから、どういう経緯で、182%、結局人件費、給料が上がるんですよ。給料を余計もらう分はいいんですけど、その分、経費も落とさんかったら、結局23億円売り上げて、最終的な経常利益が23,000千円、約1%なんです。この辺の資料もまた後で配付ください。

それと、11ページ、販売費及び一般管理費、先ほど末吉議員が言われたとおり、給与、雑給以上に外注費が去年より約1,000千円、それと旅費交通費、去年より2,500千円、通信費が去年より1,600千円、それと減価償却費が6,900千円、それぐらい経費が上がっているんですよ。

そういった経費を落とす、そういうのをしなかったら、今度4年目になりますが、23億円で経常利益がさっき言ったように1%、23,000千円、あくまでも計画だから、これははっきり言ってわからないし、人員も平成29年度は33名と報告してあるんですけど、私たちが勉強会をする中で平成29年の2月あたり、41名ぐらいの資料をもらっているんですよ。

それがスマートエネルギーとパワーホールディングスと、もう人間がごちゃごちゃで、中がどうなっているか私たちは全くわかりません。その辺は坂田部長になって、よく監視していただきたいと思います。

私は、それで平成30年度も果たして44名、人間が要るのか。ちょっと私も詳しい方、エネルギーのエキスパートの方からも人間は半分ぐらいでできますよという聞き取りをしております。ともかく人間が私は多いと思います。その辺も考えて、担当のエネルギー政策課は坂田部長を中心に監視をしていただきたいと思います。私たちも11,000千円、市民の税金の中から出資しておりますので、市民の代表の議員として、私たちも健全に経営するように監視していきたいと思います。

あとはもういいです、答弁は。

〇議長(牛嶋利三君)

よろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり) 資料を求められるだけで、その余は大丈夫ですか。何か答弁があればお願いします。 坂田環境経済部長。

〇環境経済部長(坂田良二君)

御指摘のとおり健全な経営が大前提でございますので、まだ創業期でございますけれども、 なるべく健全な経営に努めてまいるということで会社側には要請してまいりたいと思ってお るところでございます。

資料等につきましても、協議させていただいて、お出しする方向で検討させていただきた いと思います。よろしくお願いします。

〇議長(牛嶋利三君)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) 7番野田力君。

〇7番(野田 力君)

5ページに借入先を付してありますが、まずは経常運転資金として250,000千円ですよね。 それから長期運転資金として22,500千円ですか、多額の金をお借りされておるなということ が一つです。

それと、10ページに入りますけれども、10ページの損益計算書の中で支払利息が5,270千円余ですかね。ゼロ金利の時代でございますので、かなり低額かなと思っておりましたらば、意外と支払利息は5,200千円以上出してありますので、この中身としまして、借入利率はどうだったのかということをひとつお尋ねしたいと思っております。

それから、借り入れする場合に借り入れの入札をされたのかどうか、そこいらもひとつお 願いしたいと思っております。

それと、借入利率を決める場合に短期プライムレートが一般的にそれを基準にして考えられるんですが、そこいらも十二分考慮されてしたのか、そこいらをお尋ねしたいと思っております。

第2点目は、そこの営業外費用の中で雑損失の分で9,670千円余ですか、約10,000千円近くですね、これを営業外費用で使ってありますが、この中身は何なのかなということでございます。そこいらがどういうふうにして使われているのか、そこいらをちょっと教えていただきたいと思っております。

〇議長(牛嶋利三君)

坂田環境経済部長。

〇環境経済部長(坂田良二君)

まず、5ページの借り入れの状況でございます。

5ページの表にありますとおり、筑邦銀行さんから250,000千円、22,500千円、68,200千円と借り入れをいたしておりますけれども、まず、250,000千円は経常運転資金でございま

すので、1年未満の短期の借り入れでございます。利率は1.975から1.985%でございます。

2段目の長期運転資金としておるものでございますけれども、これは5年ものというふうに聞いております。1.7%から2.5%まであると。

それから、最後の設備資金でございます。これは長期のさくらテラスの建設に応じた借り入れでございますので、長期資金で20年でございます。これは2.5%と聞いておるところでございまして、こうしたものの支払利息が5,270千円となっておるところでございます。

借り入れに当たって入札をしたのかという御指摘でございますけれども、はっきり確認はいたしておりませんが、株主に筑邦銀行さんが入っていただいておりますので、入札等ではなくて、株主の筑邦銀行さん、取締役会にも入っていただいております筑邦銀行さんとよく交渉した上で借り入れを行っているものというふうに考えております。

短期プライムレートの調整でございますけれども、直近の短期プライムレートは1.475% 程度というふうに思っておりますので、若干高目かなとは思いますが、短期プライムレート も超優良企業に対する最優遇貸し出しということでお聞きをいたしておりますので、そう高 いものではないんじゃないかというふうに思っております。

また、支払利息5,270千円を、借入残高合計340,000千円ほどになりますけれども、割りますと1.5%程度の年利になりますので、そう高いものじゃないんじゃないかというふうには考えておりますが、より安い金利としていただくような要請はこちらからもいたしてまいりたいと思っております。

それから、損益計算書の雑損失の件でございます。

この雑損失でございますけれども、いただいております内容からいたしますと、先ほど途中で申し上げました環境省の補助金、ナッジの自発的対策推進事業補助金に関する収入は9,131千円ほどあるんですけれども、支出が雑損失で計上されている、赤字だったということでございます。補助金をもらったけれども、9,484千円ほどは赤字だったというふうに聞いておりまして、その分が雑損失に計上されているということで聞いております。

以上でございます。

〇議長(牛嶋利三君)

古田エネルギー政策課長。

〇エネルギー政策課長(古田 稔君)

エネルギー政策課の課長をしております古田と申します。

先ほど野田議員の質問で、10ページの雑損失が967,712円ということで、それの内訳につきましては、先ほど雑収入のところの補助事業で、ナッジに関する事業で9,131千円の雑収入があっております。このうちの9,483千円ほどが経費として支出した分をこの雑損失ということで上げられております。

先ほど赤字と部長が申しましたのは、差し引きで350千円ほどの赤字がこの事業でちょっと出てしまったという説明になります。

以上でございます。

〇議長(牛嶋利三君)

7番野田力君。

〇7番(野田 力君)

まず、金利の関係ですけれども、金利は今、本当ゼロ金利ベースでいっておるからいいんですけれども、これから金利の上昇に向かっていくだろうと思いますが、景気の関係からですね。そうしたとき、この金利の状況をしっかり把握していただかないと物すごく大きくなってきますので、懸念するわけでございますので、しっかり監視していただきたいと思っております。

特に株主さんでございます筑邦銀行さん、それはそれなりの御配慮をちゃんとしなくてはいけませんけれども、ちゃんとまけてもらうところはまけていただいて、利率は厳しく運営していただきたいと思っております。

何となれば、黒字でかなり経営もいいということだったらいいんですけれども、こういった状況ですから、株主さんがそれこそ低金利で協力しようということが一般的な企業のやり方でございます。

特にこれは第三セクターでございますから、第三セクターということは、簡単に言えば、みやま市のブランドを借りて、みやま市が保証人のような感じでいっておるわけですよ。だから、金利はみやま市が借りたときは0.何%だと思いますよ。それから、中小企業に金利を課すときも、市が1億円出していきますけれども、協調融資するときもかなり低いですよ。2.5%ということを言われたんですけれども、部長は何か2.5%は低いような感じで言ってあるようでございますが、これは銀行間から見れば金利のいい商品ということに相なると思っておりますよ。そこいらは厳しい考え方を持っていただきたいなと。

しかも、多分入札はされていないと思っております。それはそれなりに筑邦銀行さんも当

初から御協力いただいているから、それはそうかなと思いますけれども、そのときはやはり 経営が厳しいからひとつ協力していただきたいと、そういうことで進めていただきたいなと 思っております。ぜひ、そこいらの決意をもう一度、答弁していただきたいと思っておりま す。

それから、今さっきちょっと雑損失の中で、実は補助金をもらうためにそれ以上に経費が要ったということはどういうことなのかと思いましてね。一般的に補助金をもらうときは申達とか、そう経費は要らないと思いますけれども、物すごく本省に行って何かこうこうされておったかもしれませんけれども、何か不自然な感じがいたします。何でなのかと。ここいらはよく監視していただきたいなと思っております。

その点、これはもっと中身を聞きたいんですけど、補助金以上に経費が要ったということは、それは普通は考えられません。役所だったらば、10%でも要らないですよ。国ないし県から補助金をもらうのに、それは経費はわずかと思いますよ。いや、何だろうかなと思いましたね。

そして、そのまま経費はここに出してありますけれども、これは結局、営業的な補助金で しょうから、それならそれなりにまたやり方があると思っておりますので、今の件につきま して、しっかりした答弁をお願い申し上げます。

〇議長(牛嶋利三君)

坂田環境経済部長。

〇環境経済部長(坂田良二君)

まず、借り入れの件でございます。

議員おっしゃるとおり、少しでも下げていただくような要請を会社、また、私どもを通しまして、銀行、筑邦銀行さんになろうかと思いますけれども、要請をしてまいりたいと思います。

それから、雑損失の件でございますけれども、結果的に300千円ほどの自主財源を使ったと、自前を使ったということになっておるようでございます。事業の詳細は把握をいたしておりませんけれども、10分の10の補助事業だったら全く要らないわけでございますけれども、例えば、2分の1だったら2分の1が自主の財源になったり、3分の2の事業だったら3分の1が自主の財源になったりすることがございますので、たまたまそういうことになったろうと思っております。

詳細につきましては、また調査させていただきまして、御報告申し上げたいと思います。 ただ、多少なりの自主財源が必要だったんだろうというふうに考えております。 以上でございます。

〇議長(牛嶋利三君)

7番野田力君。

〇7番(野田 力君)

なら、そこの雑損失の支払いの状況がわかるように資料をいただきたいと思っております。 よろしゅうございますか。

〇議長(牛嶋利三君)

坂田環境経済部長。

〇環境経済部長(坂田良二君)

御要望のとおり、資料を提出させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(牛嶋利三君)

ほかにございませんか。10番瀬口健君。

〇10番(瀬口 健君)

今、皆さん方からスマートエネルギーの経営状況、あるいは経営手法、いろんなことを言われております。まさしくそのとおりだろうということで思いますが、今後また、しっかりと明らかになっていくんじゃないかなというふうに思っております。

今回、私が質問しますのは、それは別として、平成30年度人員の予定、44名というふうになっております。

このスマートエネルギーに関しましては、みやま市民の雇用拡大ということが一つありまして、そのことについてお聞きしたいんですが、44名になる中において、みやま市民の方の雇用というのはどうなっているかということをお聞きしたいんですよ。よければ全体も欲しいんですが、それは以前にちょっとお話を聞いておったろうと私は思います。どこかにメモしておるんじゃないかなと思いますが、ふえる11名の方々でみやま市民がどれくらいこの中に入っているのか、どういうふうな経緯でこうなったのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

〇議長(牛嶋利三君)

坂田環境経済部長。

〇環境経済部長(坂田良二君)

手元の資料でございますけれども、手元に平成29年度の33名の市内在住の構成はわかります。

平成29年度決算でございますけれども、33名、スマートエネルギーに社員がおりますけれども、うちみやま市が19名、市内在住ということになっております。過半数を超える市内の在住者でございます。

今後ふやします44名については、まだ把握をいたしておりません。これから採用状況等を 把握して御報告申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇議長(牛嶋利三君)

10番瀬口健君。

〇10番 (瀬口 健君)

先ほども言いましたように、みやま市民の雇用拡大ということがスマートエネルギー会社 設立のときの賛成した理由の一つになっております。わずかなものでございますけどね。

ということで、11名ふやされるという中において、みやま市民の雇用を積極的にやっていかにゃいかんというのが約束事でございますので、ひとつそういう方向でやっていただきたいと思います。

今さっきから話が出よりますが、人数がふえれば経費が多くなるのは、これはもうわかったものでございますので、そういう中をどうやっていくかという手腕、手法というのは、先ほども皆さんからいろいろ御指摘があっておると思いますが、私の場合は雇用の問題で会社のほうとしっかりと調整しながら、みやま市民の雇用を大前提ということでやっていただきたいというふうに申し上げて終わります。

〇議長(牛嶋利三君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第3号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告についてを終わります。

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は、11時再開ということで暫時休憩をいたし

ます。

午前10時48分 休憩

午前11時01分 再開

〇議長(牛嶋利三君)

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

日程第10 承認第2号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第10. 承認第2号 専決処分の承認について(専決第1号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定)について提案理由の説明を求めてまいります。加藤市民部長兼市民課長お願いします。

〇市民部長兼市民課長(加藤康志君)(登壇)

改めまして、おはようございます。それでは、承認第2号 専決処分の承認について提案 理由の御説明を申し上げます。

専決第1号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第 179条第1項の規定により平成30年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項 の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、地方税法、地方税法施行令、並びに地方税法施行規則等の一部を改正する法令等が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、本条例につきまして所要の改正を行ったものでございます。

改正の主なものといたしまして、市民税関係につきましては、給与所得控除の減額、公的 年金等所得控除の減額、基礎控除の増額、配偶者控除及び扶養控除の所得要件の増額、配偶 者特別控除の所得要件の増額、障害者等の非課税措置の所得要件の増額が主な改正内容でご ざいます。

固定資産税につきましては、地方税法の改正に基づく課税標準の特例措置に関する特例率の変更や新たに特例措置の創設などが主な改正内容でございます。具体的には、中小企業の先端設備等の導入の促進のため、市が作成した計画に基づいて行われた一定の設備投資につきまして、その償却資産に係る固定資産税をゼロとする3年間の時限的な特例措置を創設しております。

たばこ税につきましては、紙巻きたばこの平成30年10月1日から3回の段階的な引き上げ

と、加熱式たばこの課税方式の見直しと引き上げが主な改正内容でございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。 以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申 し上げます。

〇議長(牛嶋利三君)

それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。12番壇康夫君。

〇12番(壇 康夫君)

ちょっとお尋ねしたいんですけど、この市民税関係ですね。平成33年度以降ということで書いてありますよね。ということは、例えば、所得に関してとか、そういうのは平成32年度をもとにするんですか。平成33年度をもとにして平成34年度からの課税が上がるのか、どっちか教えてください。

〇議長(牛嶋利三君)

加藤市民部長兼市民課長。

〇市民部長兼市民課長 (加藤康志君)

これにつきましては、平成32年分の所得をもとにしてということになります。 以上でございます。

〇議長(牛嶋利三君)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) ほかに。4番末吉達二郎君。

〇4番(末吉達二郎君)

たばこ税は我が市の貴重な財源でございますけど、いわゆる平成33年から、加熱式たばこ、 あれがどうなるんですか。市税にどういうような影響をしそうですか。

〇議長(牛嶋利三君)

加藤市民部長兼市民課長。

〇市民部長兼市民課長 (加藤康志君)

この件につきましては、税務課長のほうから御説明いたします。よろしくお願いします。

〇議長(牛嶋利三君)

吉開税務課長。

〇税務課長 (吉開照修君)

末吉議員のお尋ねのたばこ税につきまして回答を差し上げます。

資料にも書いておりますが、たばこ税、紙巻きたばこ、それから今回、加熱式たばこを新 たに定められております。

紙巻たばこにつきましては、平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日の3回で、販売価格として60円、1回につき20円ずつ、1本につき1円ずつ、3回で計60円引き上げとなります。この60円の引き上げにつきましては、加熱式たばこも同様にそういった方向で引き上げられることとなっております。しかし、紙巻きたばこにつきましては、都合3回で引き上げられるんですけれども、加熱式たばこにつきましては、平成30年10月1日、平成31年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日、そして最終的には、平成34年10月1日と、計5回で引き上げをされると。

税につきましては、先ほど申し上げましたように、紙巻きたばこの60円の引き上げに準じて計5回で引き上げをされます。最終的には、確かなこと等はまだ国からはっきりとした提示はあっておりませんけれども、今、加熱式たばこにつきましては、現行制度の税率と比較しますと、およそ7割から9割程度の税に落ちつくのではないかと予想しているところでございます。

結果として、みやま市のたばこ税につきましてどうなのか。現状、およそ2億円程度の税収でございますが、これが税率の引き上げ、価格の上昇から税収なんですけれども、たばこ税が引き上げになりますと、その都度およそ喫煙者、本数も少なくなっている状況はございます。ただ、税率が上がるということで、税収としては、これまでの経過からそう大きな影響はあっていない。若干の上がり下がりはあるんですけれども、これがどんなふうに5年後なっていくのかなんですけれども、これまでの経過としましては、さほど税額の大きく落ち込む、あるいは大きく引き上がるという方向では予想はされていないところでございます。以上でございます。

〇議長(牛嶋利三君)

4番末吉達二郎君。

〇4番(末吉達二郎君)

もう長引いているから簡略に。たばこ吸う人は結構意志強いんですよ、意志が弱いという のかどっちかわからんけど。私なんかは上がっても吸おうと思っておるんですけど、そうい う中で、基幹税目だから、いわゆる上がる分があるじゃないですか、伸びると思いますよ。 そこら辺ちょっと試算して、後でいいからまた教えてください。

〇議長(牛嶋利三君)

もう答弁いいですか。(「それで結構です」と呼ぶ者あり)答弁いいですね。(「いいです。資料だけで、いただきます」と呼ぶ者あり)資料配付を、じゃ、お願いしておきます。 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして 委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。承認第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告が あっておりませんが、討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第2号は承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認について(専決第1号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定)につきましては承認することと決定をいたしました。

日程第11 承認第3号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第11. 承認第3号 専決処分の承認について(専決第2号 みやま市国民健康保険税

条例の一部を改正する条例の制定) について提案理由の説明を求めます。引き続き加藤市民部長兼市民課長お願いします。

〇市民部長兼市民課長(加藤康志君) (登壇)

それでは、承認第3号 専決処分の承認について提案理由の御説明を申し上げます。

専決第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

本件は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の規定及び地方税法施行 令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行される ことに伴い、本条例につきまして所要の改正を行ったものでございます。

改正の主なものといたしましては、国民健康保険における財政責任主体が市町村から都道 府県になることに伴い、課税額の定義を変更するもの、国民健康保険税の基礎課税額に係る 課税限度額を540千円から580千円に改正するもの、低所得者に対する軽減措置の拡充としま して、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額 を270千円から275千円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険 者の数に乗ずる金額を490千円から500千円に改正するものでございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。 以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申 し上げます。

〇議長(牛嶋利三君)

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして 委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、承認第3号は委員会付託を省略することと決定をいたし

ました。

これより討論を行ってまいります。承認第3号の討論につきましては、ただいまのところ 通告があっておりませんけれども、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第3号は承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認について(専決第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)につきましては承認することと決定をいたしました。

日程第12 承認第4号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第12. 承認第4号 専決処分の承認について(専決第3号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定)について提案理由の説明を求めてまいります。松尾保健福祉部長お願いします。

〇保健福祉部長(松尾 博君)(登壇)

改めまして、おはようございます。それでは、承認第4号 専決処分の承認について提案 理由の御説明を申し上げます。

本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例について改正が必要なため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の法律施行により、各種介護サービス事業の基準の見直しがなされるとともに、これまで介護保険法や厚生労働省令に定められていた指定居宅介護支援等の事業者に関する基準を市の条例で新たに定めることとされました。改正内容といたしましては、既に市の条例で

定めております他の介護サービス事業と同様に、基本的には国の基準を適用するものでございます。

なお、指定居宅介護支援等の事業を除くほかの介護サービス事業に係る基準につきまして は、厚生労働省令に定めるところとする規定を設けておりますので、今回、条例改正への影響はございません。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

〇議長(牛嶋利三君)

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、承認第4号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。承認第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第4号は承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認について(専決第3号 み やま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を 改正する条例の制定)は承認することと決定をいたしました。

日程第13 議案第25号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第13. 議案第25号 みやま市奨学金条例の制定について提案理由の説明を求めます。 野田教育部長お願いします。

〇教育部長(野田圭一郎君)(登壇)

皆様こんにちは。それでは、議案第25号 みやま市奨学金条例の制定について提案理由の 御説明を申し上げます。

本件は、経済的理由により高等学校、高等専門学校などへの就学が困難な生徒に対し、奨学金を給付することで進学環境の改善を図るとともに、有用な人材を育成することを目的とするものでございます。

受給資格につきましては、保護者が市内に住所を有する者で、経済的理由により就学が困難であるなど、規定する要件を全て満たすものとし、奨学金の額につきましては、奨学生1人につき月額10千円を3年間給付することといたしております。

なお、給付の対象は、本年度より高等学校、高等専門学校へ入学した生徒からの給付を予 定しております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(牛嶋利三君)

これより質疑を行います。質疑ございませんか。10番瀬口健君。

〇10番(瀬口 健君)

奨学金条例の第5条の中に、みやま市教育委員会に申請しなければならない。次の第6条、委員会は、規則で定めるところにより、奨学金の給付を云々と書いてありますが、この第6条の委員会というのは、みやま市教育委員会ということでよろしいんですか、別の委員会を何か設置されるんですか、どうでしょうか。

〇議長(牛嶋利三君)

野田教育部長。

〇教育部長 (野田圭一郎君)

教育委員会のほうでまた規則の制定を行いますけれども、これは教育委員会とは別に奨学

生の選定をする審議委員会を設けたいというふうに考えておりまして、そこで最終的な決定 をしていきたいというふうに考えているところでございます。

〇議長(牛嶋利三君)

ちょっと部長、私から確認ですが、今、「しょうがくせい」というのは、小・中学校のその生じゃなくして、奨学金制度のことですよね。(「はい」と呼ぶ者あり)そういうことで 御理解をお願いしたいと思います。10番瀬口健君。

〇10番(瀬口 健君)

紛らわしいことを書いてありますから、確認のためちょっと私も聞いたっですけど、それ はもうはっきり明記しておったがようなかかなち私は思うとですけど、どげんでしょうかね、 いかがですか。

〇議長(牛嶋利三君)

野田教育部長。

〇教育部長 (野田圭一郎君)

この条例のほうにあります委員会は教育委員会でございます。最終的には教育委員会で決定することということにしておりますけれども、事前の奨学生を選定するための審議委員会を別に設けるということで規則のほうで予定をしているところでございます。

〇議長(牛嶋利三君)

10番瀬口健君。

〇10番(瀬口 健君)

またこれは後でよく聞きますので。

以上でございます。

〇議長(牛嶋利三君)

ほかに。12番壇康夫君。

〇12番(壇 康夫君)

受給資格というところで、学校教育法に対する高等学校とか、生活保護がないとかいう条件があります。これは成績的なものとかは一切考慮しないのか。それと、生活に困っている困窮者という条件の基準はどこにあるのか、その辺具体的に教えてください。例えば、柳川あたりで出ている奨学金10千円、同じように、別の市じゃなくてありますけど、成績が優秀なやつを何名とか決まっているんですね。これだと無条件に困窮者だと何十人でも出てくる

と。当然、予算上はわかっていますけど、その辺の基準を明確にお願いします。

〇議長(牛嶋利三君)

野田教育部長。

〇教育部長 (野田圭一郎君)

困難者ということで、その基準ということであるかと思いますけれども、まず、その判断 でございますけれども、申請者が属する世帯の収入を一つの基準として今考えているところ でございます。

現在、市の教育委員会のほうで就学援助の支援をやっておりますけれども、この収入の規定が生活保護の約1.3倍の額ということで定めておりますけれども、現在の状況としましては、就学援助者が大体年間二十数名ほどいらっしゃいますけれども、それだけではなかなか対象人数がもう少なくなってしまって逆に少なくなる可能性もございますので、少し対象を広げるという意味では、生活保護受給世帯の約1.5倍程度でできないかということで今調整をしているところでございます。

それから、成績のほうでございますけれども、この奨学金につきましては、就学困難者ということで、基本的には困難者ということでございますけれども、困難の状況が、やはり世帯の収入等を比較して多分同じような条件の申請者が出てくる可能性も考えられますことから、一応学校のほうを通して、そういった申請者の成績の状況のほうは把握をさせていただきたいと思います。最終的に同様の条件の子供たちがいたら、やはり成績を勘案したところでの決定がいいのかなというふうに今考えているところでございます。

〇議長(牛嶋利三君)

12番壇康夫君。

〇12番(壇 康夫君)

ということは、生活保護以外、なおかつ成績もある程度は基準を超えていると。というのは、何で聞いているかというと、勉強を全くしたくないやつが、その条件がなければこの奨学金を受けることができるということですよね。とりあえず高校行っておけみたいな。だから、行く気のないやつに10千円ずつやるというのは無駄な政策ですから、その辺をどう歯どめかけるのか。先ほど学校の成績とおっしゃいましたけど、基準を明確にしないとその辺が全く出ない。だから、今年度からやるんですから、その辺を具体的にちょっと教えてください。

〇議長(牛嶋利三君)

加藤学校教育課長。

〇学校教育課長(加藤武美君)

学校教育課、加藤です。よろしくお願いします。

本人さんから申請は出していただくんですけど、学校のほうからも、中学校のほうから奨学生の生徒に対する推薦調書ということで記入をしていただいて、それも一緒に出していただこうということで考えております。その中には、先ほど部長が言いました学業の成績とか、あと出席状況とか、推薦する理由等を書いていただきまして、その推薦調書と一緒に申請書等を考慮して奨学生を決めていくということで考えております。

以上です。

〇議長(牛嶋利三君)

12番壇康夫君。

〇12番(壇 康夫君)

今のお話ですと、学校から、例えば就業というか、学校に行く意欲が2年生からはもうほとんどなくなって行っていないという人でももらえますよね、1年でパスできたら。だから、その辺を含めて、例えば、学校からの成績でどういう成績という具体的な数値的なものがあればいいですけど、先生たちがぜひ採用してくださいと書いておけば全部通ると。しかも、部長の答弁だと、先ほど二十数名で1.3倍でしたら、1.5倍とすると、これは減るのか、ふえるのか、その辺もちょっと教えてください。

〇議長(牛嶋利三君)

野田教育部長。

〇教育部長 (野田圭一郎君)

まず、収入の分で1.5倍ということでお話を申し上げましたけれども、今1.3倍ということで二十数名いるということで、実際その幅に何人いるのかというのが現実的に今のところ非常につかむのは難しいだろうというふうに思っておりますけれども、1.3倍から1.5倍に上限を上げるわけですから、ふえるというふうには認識を今しているところでございます。

それから、あと学業成績でございますけれども、一応これにつきましては、高校3年間ということで予定をしておりまして、その後の追跡調査といいますか、その後、1年目、2年目、3年目ということで、その都度現況調査というのをさせていただきたいと思っております。

その調査につきましては、所得の状況、それから、学校をそのまま退学等をせずに就学をしているかというような調査を毎年させていただいて、その時点で判断をさせていただきたいと思っておりますし、また、現況の変更ということで、先ほど言いました退学とか、就学をしていないとか、もう何かの理由で所得がオーバーしたとか、そういったところは随時変更届ということで出すように予定をしておるところでございます。

以上でございます。 (「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

〇議長(牛嶋利三君)

よろしいですか。

ほかに。13番中尾眞智子君。

〇13番(中尾眞智子君)

「高等専門学校の場合は、第4学年以上の在学生を除く。」と書いてありますが、4年以上になっても学業意欲はあるであろうし、経済的困難が4年になったからといって解除されるわけでもないし、どういう考えのもとにそういうふうにされたのかをお聞きしたいと思います。

〇議長(牛嶋利三君)

野田教育部長。

〇教育部長 (野田圭一郎君)

通常、高校につきましては3年間ということでなっておりますけれども、この3年間について、通常、普通そういった3年間ということで考えておりまして、やはり高等専門学校になれば全体5年間の就学という、学習していくという形になりますけれども、ほかの普通高校に通った生徒等、平等性といいますか、そういったために3年間という一応区切りをつけさせていただいているところでございます。

以上でございます。

〇議長(牛嶋利三君)

13番中尾眞智子君。

〇13番(中尾眞智子君)

高等専門学校は5年と、それから普通の高等学校は3年ということで、平等性ということではありますけれども、高等専門学校を選んで10千円の給付、奨学金をいただけるその人たちは、じゃ、3年間であと4年からはその10千円は非常に苦しいと思うんですよね。学ぶ気

持ちに変わりはないと思うので、先ほどお聞きいたしましたけれども、私といたしましては、 本当に5年間給付をしていただければありがたかったなと非常に残念に思っているところで す。

以上です。

〇議長(牛嶋利三君)

答弁は要りませんね。(「はい」と呼ぶ者あり) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、文教厚生常任委員会に付託することにした いと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、議案第25号は、文教厚生常任委員会に付託することと決 定をいたしました。

日程第14 議案第26号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第14. 議案第26号 みやま市瀬高公民館等の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由の説明を求めます。野田教育部長。

〇教育部長(野田圭一郎君) (登壇)

議案第26号 みやま市瀬高公民館等の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、仮称みやま市総合市民センターの平成33年度の開館に向けて、みやま市瀬高公民館、みやま市瀬高体育センターを廃止することに伴い、関係条例の改正を行うものでございます。

みやま市瀬高公民館等の廃止により、現在の施設利用者に支障を来さないよう、総合市民 センター開館までの間、本郷小学校の校舎の一部を一般開放するため、みやま市立学校施設 設備利用条例、みやま市公民館設置条例等の関係条例を改正するものでございます。 以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(牛嶋利三君)

これより質疑を行います。質疑ありませんか。12番壇康夫君。

〇12番(壇 康夫君)

ちょっとだけ教えていただきたいんですけど、基本的に瀬高の公民館及び福祉センターあたりが、閉鎖、解体になるということだと思います。一番私がちょっと興味あるのが、ここで、会議室とか何やかんやは全部条例から当然なくなるのは当たり前ですけど、パソコン教室は、これはどこに行くんですか。なくなるだけか、そこをちょっと教えてください。

〇議長(牛嶋利三君)

野田教育部長。

〇教育部長 (野田圭一郎君)

パソコン教室につきましては、本郷小学校にパソコン教室がございますので、そちらのほうを予定しているところでございます。

〇議長(牛嶋利三君)

12番壇康夫君。

〇12番(壇 康夫君)

本郷小学校をそのまま使うの、それともこっちのやつを移設するのか、環境が違うと思う んですけど、その辺ちょっと教えてください。

〇議長(牛嶋利三君)

野田教育部長。

〇教育部長 (野田圭一郎君)

瀬高公民館の機材も結構古うございまして、できればもうそのまま小学校の分を活用させていただければというふうに思っておるところでございます。移設等はせずに、瀬高公民館の分を持っていくということは考えておりません。

〇議長(牛嶋利三君)

12番壇康夫君。

〇12番(壇 康夫君)

ということは、本郷小学校のネット環境から講師のプロジェクター関係とか、全部セッ

ティングはなし、それとも新たにする。

〇議長(牛嶋利三君)

野田教育部長。

〇教育部長 (野田圭一郎君)

社会教育課長のほうから御説明を申し上げたいと思います。

〇議長(牛嶋利三君)

山田社会教育課長。

〇社会教育課長(山田利長君)

社会教育課の山田でございます。先ほどの質問ですけれども、基本的には本郷小学校のパソコン室を利用いたします。ただ、教室によってはパソコンの台数が足りない場合もございますので、それにつきましては、必要な分は今の中央公民館、瀬高の公民館のパソコンを運んで利用したいと思っています。先ほど言われていました環境については、業者のほうと打ち合わせしながら支障がないように整備をしていきたいと思っております。

以上です。(「オーケーです」と呼ぶ者あり)

〇議長(牛嶋利三君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託することにした いと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第15 議案第27号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第15. 議案第27号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めてまいります。松 尾保健福祉部長お願いします。

〇保健福祉部長(松尾 博君) (登壇)

それでは、議案第27号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備 及び運営に関する基準、並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準の一部がそれぞれ改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容としましては、放課後児童支援員の資格要件を拡大するほか、建築基準法 施行令等の改正に伴う引用条項を整理するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(牛嶋利三君)

これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、文教厚生常任委員会に付託することにした いと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、議案第27号は、文教厚生常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第16 議案第28号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第16. 議案第28号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について提案理由の説明を求めます。引き続き松尾保健福祉部長お願いいたします。

〇保健福祉部長(松尾 博君) (登壇)

それでは、議案第28号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成30年10月1日から那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県後期高齢者 医療広域連合規約の一部を変更する必要が生じたため、地方自治法第291条の11の規定によ り議会の議決をお願いするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(牛嶋利三君)

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして 委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、議案第28号は、委員会付託を省略することと決定をいた しました。

これより討論を行ってまいります。議案第28号の討論につきましては、ただいまのところ 通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(牛嶋利三君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りをいたします。議案第28号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、議案第28号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部 変更に関する協議につきましては、原案のとおり可決をされました。

日程第17 議案第29号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第17. 議案第29号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について提 案理由の説明を求めます。北嶋消防長お願いします。

〇消防長(北嶋俊治君)(登壇)

改めまして、皆さんこんにちは。議案第29号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合 規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成30年10月1日から那珂川町が那珂川市となりますことに伴い、福岡県市町村 消防団員等公務災害補償組合規約の一部を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条 の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長 (牛嶋利三君)

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして 委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、議案第29号は、委員会付託を省略することと決定をいた しました。

これより討論を行ってまいります。議案第29号の討論につきましては、ただいまのところ 通告があっておりませんが、討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りをいたします。議案第29号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、議案第29号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合 規約の変更につきましては、原案のとおり可決をされました。

日程第18 議案第30号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第18. 議案第30号 財産の取得について提案理由の説明を求めます。北嶋消防長、引き続き説明をお願いします。

〇消防長(北嶋俊治君)(登壇)

議案第30号 財産の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、みやま市消防署の高規格救急自動車更新のため、災害対応特殊救急 自動車1台を購入するもので、その予定価格が20,000千円以上となりますことから、みやま 市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議 会の議決をお願いするものでございます。

購入に際しましては、消防本部において災害対応特殊救急自動車の各仕様書策定を行い、 一般競争入札を行ったところでございます。

その結果、災害対応特殊救急自動車1台の取得価格は31,860千円、契約の相手は福岡トヨタ自動車株式会社でございます。

なお、災害対応特殊救急自動車購入に係る財源としまして、過疎対策事業債及び緊急消防 援助隊設備整備費補助金を活用するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(牛嶋利三君)

それでは、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、総務常任委員会に付託することにしたいと 思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、議案第30号は、総務常任委員会に付託することと決定を いたしました。

日程第19 議案第31号

〇議長(牛嶋利三君)

日程第19. 議案第31号 平成30年度みやま市一般会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を求めます。木村財政課長お願いします。

〇財政課長(木村勝幸君)(登壇)

改めまして、皆さんこんにちは。それでは、議案第31号 平成30年度みやま市一般会計補 正予算(第1号)について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度みやま市一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算にそれぞれ79,349千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19,171,349千円といたしております。

まず、歳入予算について御説明いたします。

予算書6ページをお願いいたします。

13款. 使用料及び手数料、1項7目. 教育使用料は、瀬高公民館及び瀬高体育センターの解体に伴う代替施設として使用します本郷小学校の施設使用料でございます。

次に予算書7ページ、15款. 県支出金、2項4目. 農林水産業費県補助金は、担い手育成等のための農業用機械導入を助成します経営体育成支援事業費補助金334千円、及び産地の高収益化に向けた取り組みを助成します産地パワーアップ事業費補助金37,458千円を追加いたしております。

次に8ページ、19款. 繰越金、1項1目の前年度繰越金は、一般財源の額を調整し、追加いたしております。

次に9ページ、20款. 諸収入、4項4目. 雑入は、宝くじの収益を財源とする一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金17,200千円を計上いたしております。

続いて、歳出予算について御説明いたします。予算書10ページからでございます。

2款.総務費、1項6目の企画事務費は、コミュニティ助成事業補助金17,200千円を計上いたしております。自治総合センターから内示がありました南高柳地区の公民館建設事業、及び河原内区の公民館備品の整備について助成するものでございます。

次に予算書11ページ、4款. 衛生費、2項2目. 塵芥処理費は、本年度完成予定のバイオ

マスセンターの建設に当たって同意をいただいております地元、三峰区への地域振興補助金 15,000千円を計上いたしております。

次に12ページ、6款.農林水産業費、1項3目.農業振興費は、国の経営体育成支援事業を活用したナスの炭酸ガス発生機の整備に対する助成334千円、及び国のTPPへの対応として、産地の高収益化に向けた取り組みを助成します産地パワーアップ事業費補助金43,415千円を追加いたしております。産地パワーアップ事業では、JAみなみ筑後のいちごパッケージセンター・アスパラガス集出荷貯蔵施設の整備と農業法人の高収益作物への転換、拡大に伴います機械整備に対し助成をすることといたしております。

次に予算書13ページ、10款. 教育費、2項1目. 学校管理費は、瀬高公民館及び瀬高体育 センターの解体に伴う代替施設として、本郷小学校の普通教室3室とランチルーム等を使用 することとしておりまして、その施設の貸し借りや予約受け付け等を行う施設管理委託料 3,400千円を追加いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上 げます。

〇議長(牛嶋利三君)

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして 委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋利三君)

御異議なしと認めます。よって、議案第31号は、委員会付託を省略することと決定をいた しました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は6月13日となっておりますので、皆さん方には御承知おきをお願いい たします。

午前11時54分 散会